

国学における教化論の性格（3）

——復古主義的教育理念の成立——

山 中 芳 和

序　　言

昭和16年（1941）以降の国民学校令をはじめとする各種の学校令は、その目的規定の第1条に、「皇國ノ道ニ則リ」という語句を盛りこんでいる。例えば、国民学校令においては「国民学校ハ皇國ノ道ニ則リテ初等普通教育ヲ施シ國民ノ基礎的鍊成ヲ為スヲ以テ目的トス」⁽¹⁾と定めている。また師範教育令においても同様である⁽²⁾。これらの規定において「皇國ノ道」とは何であったか。それは教育勅語のなかに「斯ノ道ハ実ニ我が皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民俱ニ遵守スヘキ所」とのべられている、「人倫的統一原理と社会生活原理の帰着点」⁽³⁾としての「斯ノ道」を指していた⁽⁴⁾。国際間において日本の孤立化が深まり、国内における戦時体制が一段と進行するなかで、教育勅語の旨趣に則った教育の「実践的奉体」が学校教育の目的規定として明示され、「大東亜戦争の目的完遂に挺身し得るが如き国民を鍊成する」⁽⁵⁾方向での教育の再編が意図されたのである。教育勅語が本来内包していた、天皇統治の正統性と永遠性、家族国家觀による国民の天皇への帰属と統合とを合法的に確認することを通して、「天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼ス」べき国民鍊成の教育が絶対的原理として打ち立てられたのであったといえよう。大日本帝国憲法とならんで近代日本における天皇制国家体制の確立を画する指標であった教育勅語はかくしてここにいたって破滅的状況へと国民を駆逐する機能を発揮することになるのである。民族を構成する共通感情の原因のなかでとりわけ言語と宗教の共同はそれに寄与することが大であるとJ. S. ミルがのべているごとく、近代における民族国家の形成にあたっても、宗教的信仰は重要な条件の一つであろう⁽⁶⁾。西村茂樹はこの点に関して、明治19年（1886）の『日本道德論』のなかで次のようにのべている、「夫れ民心の向ふ所一定すれば其国堅固にして民心の向ふ所一定せざれば其国堅固ならず、西洋諸国の政府に於て宗教を尊崇するは蓋し民心をして其向ふ所を一定せしむるに在り」と⁽⁷⁾。ヨーロッパ文化の根底にあるキリスト教が民族国家としての精神的統一性を保持してきたととらえるなかで、西村は「本邦の如きは既に至貴至尊の皇室あり、民心をして悉く此皇室に帰向せしめば國の鞏固安全求めずして自ら得べし、何ぞ宗教の力を假ることを須ひん」とのべ、「天照大神」以来「萬世一系」にして「世界無雙」の「皇室」をして「德育の基礎」および「道徳の源」⁽⁸⁾（『往事録』）とし、人民帰趨の収束点たらしめようとしたのであった⁽⁹⁾。西村のこのような言明にもみられるように、わが国における近代的民族国家の形成は、「非宗教的宗教」としての「国体」⁽¹⁰⁾に帰着する天皇制国家という特殊な形態で実現され、天皇は究極的な価値の源泉として位置づけられたのである⁽¹¹⁾。そしてこの特殊性がその後、世界における日本の卓越性の証しとして常に誇示されてきたことは周知のとおりである。

ところで「天皇の政府」は形式的には王政復古によって成立する⁽¹²⁾。しかし天皇を政治的存在としてみる伝統は一般民衆の中にはなかった。ここにおいて維新政府は、幕府の支配にかわるより伝統的な権威であり、かつ君民同心協力の要として天皇をもち出し、自らの支配の正統性と権威とを民衆に対して直接訴えかけていくことになる⁽¹³⁾。換言すればそ

れは民衆の意識のなかに新たな天皇像を刻印していくことを通して、精神的に統一された国民としての一体感を創出することにほかならなかったのである。

そこで本稿⁽¹⁵⁾はまず〔I〕において主として鈴木雅之と岩倉具視を手がかりにして、王政復古前における天皇統治の原理がどのように把握されていたかを明らかにする。次に〔II〕において王政復古直後に形づくられようとした天皇像の基本的性格を矢野玄道と大久保利通の見解によって考察する。〔III〕においては、〔I〕〔II〕をうけて、明治維新政府の最初の教育制度構想である学舎制の特質を、矢野玄道の国学思想と学校構想とに焦点をあてて考察し、明治初頭の復古性を教育理念の側面から明らかにしたい。これらの作業は、教育勅語によって確定される民衆の臣民化政策の性格を、その道程の発端の時点においてあきらかにすることにもなるとおもうのである。

注

- (1) 近代日本教育制度史料編纂会『近代日本教育制度史料』第2巻, p. 219
- (2) 同上書, 第5巻, p. 576
- (3) 『日本近代教育史』(岩波講座『現代教育学』) p. 313
- (4) このことは、同年3月14日の文部省令第4号において、留意事項として「教育ニ関スル勅語ノ旨趣ヲ奉体シテ教育ノ全般ニ亘り皇國ノ道ヲ修練セシメ特ニ國体ニ対スル信念ヲ深カラシムヘシ」(前掲『近代日本教育制度史料』第2巻, p. 229)とのべていることにも明らかである。
- (5) 文政研究会編『文教維新の綱領』新紀元社, 昭和19年, p. 51
- (6) 藤谷俊夫「おかげまいり」と「ええじゃないか」岩波書店, 1979年, p. 174参照
- (7) 『日本道德論』(日本弘道会『泊翁叢書』明治42年, p. 92)
- (8) 同上
- (9) 『往事録』(財団法人日本弘道会編『西村茂樹全集』第3巻, 思文閣出版, 昭和51年, p. 652)
- (10) 大日本帝国憲法の制定にあたってきわめて大きな役割を担った伊藤博文もまた、明治21年(1888)6月、枢密院での帝国憲法草案審議の開始にあたってこの点を十分認識して次のようにのべた、「抑、歐州ニ於テハ憲法政治ノ萌セル事千余年、独リ人民ノ此制度ニ習熟セルノミナラス、又宗教ナル者アリテ之カ機軸ヲ為シ、深ク人心ニ浸潤シテ、人心此ニ帰一セリ」。伊藤は西欧諸国家のこうした状況に比して「我國ニ在テハ宗教ナル者基力微弱ニシテ一モ國家ノ基軸タルヘキモノナシ」とのべ、日本のこれまでの伝統的宗教が、近代国家の内面的機軸として作用するような意味での伝統を形成していないととらえ、そこから「我國ニ在テ機軸トスヘキハ、独リ皇室アルノミ」という結論を憲法政治の絶対の前提として確認したのであった。(丸山真男『日本の思想』岩波書店, 1961年, p. 28-p. 30)
- (11) 同上, p. 31
- (12) 明治以来の近代日本における天皇について、次のような簡明な指摘がなされている、「天皇は、或は〈神〉として宗教的倫理の領域に高昇して価値の絶対的実体として超出し、或は又、温情に溢れた最大最高の〈家長〉として人間生活の情緒の世界に内在して、日常的親密をもって君臨する。しかし又その内にあって〈天皇〉は、政治的主権者として万能の〈君權〉を意味していた」(藤田省三『天皇制国家の支配原理』未来社, 1966年, p. 7)
- (13) 芝原拓自『世界史のなかの明治維新』岩波書店, 1981年, p. 52
- (14) 田中彰『未完の明治維新』三省堂, 昭和43年, p. 40
- (15) 本稿は、拙稿「国学における教化論の性格(2)——幕末維新时期の二人の国学者の考察を通して——」(『岡山大学教育学部研究集録』第68号)に続くものであり、一部重複する部分もある。

〔I〕王政復古前における天皇統治原理

天皇制国家の形成過程は、時期的には明治20年代のはじめに、一応の成立をむかえるものとみられる。その始期は既にのべたように形式的には「王政復古」にあるといえよう。

石川三四郎の「小学教師に告ぐ」によって、教育史においても比較的よく知られている『週刊平民新聞』(明治36年(1903)11月15日創刊)の後継紙として発刊された『直言』⁽¹⁶⁾は、第2巻第53号(明治38年3月5日)において、「明治時代の政教史」と題した社説に相当する巻頭論文を掲載している。この論文は、「日露の戦争は日本に於ても政治と宗教をして相結托せしめんとするの傾勢なきに非ず」という状勢のなかで、「一般宗教家をして動もすれば政教二者の結托に傾かしむる日本国民の思想其物を検案する」という意図をもって、「明治時代における政教両者の関係史を一瞥せん」としたものである⁽¹⁷⁾。三つの部分より成る論文は「祭政一致主義の全盛」の部分で、「明治の維新は實に一種神政主義の成功たりし也」と前置きして次のように述べている、「明治の維新を外形より観れば、封建制度を破壊して王政の統一を成就したるものなりと雖も抑も是れが破壊と建設とに関与せる国民的精神は何なりし乎、吾人は横に歐米文化を吹き荒らしたる革命思想の制撃を忘却すること能はず、然れ共縦に国民の遺伝的信仰を煽動して之を興奮躍起せしめたる本居、平田等の神道主義あるに非ざりせば、如何ぞ能く支離滅裂なる六十余州の民心を駆りて之を京都の一点に集中せしむるの奇蹟を觀るを得んや」⁽¹⁸⁾。いうところの本居宣長の神道主義とは、天皇が天下を治める道として「道」を規定する点にその根本があった。たとえば『うひやまぶみ』において宣長は「道は天照大御神の道にして」「天皇の天下を治めさせ給ふ正大公共の道」とし、それこそが「四海万国にゆきわたりたるまことの道」であるとのべている⁽¹⁹⁾。また平田篤胤の天皇觀については『大道或問』の次のような言葉にみられよう、「抑皇國にて君と申奉るハ天皇御一柱に相限り、其余ハ皆臣にて候扱其臣たる方々の中に又君臣の約を結び候も有之…(中略)…天皇に仕へ奉り候ハ大君臣の道と称すべく其以下の君臣ハ小君臣の道とも可申候」⁽²⁰⁾。『直言』の指摘は、こうした本居・平田の国学における天皇崇拜と不可分な関係を保ちつつ、変革期において多くの志士達をとらえていった尊王的傾向に明治維新の変革の思想的導因を見い出しているのであるといえる。いわゆる天皇制はこのような尊王的傾向の上昇と、それに続く王政復古を起点として形成されていくものといえる。もちろん、こうした見方は国民の伝統的な天皇崇拜の意識が高まり、幕府が政権を握っていることを不当と考えるようになって王政復古が実現したと解釈する立場に立つものではない⁽²¹⁾。国学の尊王思想は、国民自身の主体的な意識に裏付けられて昂揚したものではなく、むしろそれは封建支配者によって民心を掌握する武器として使用せられた⁽²²⁾のであり、その意味では、政治的統合の発想によって支えられているものなのである⁽²³⁾。

幕末期における天皇の権威の急激な昇揚は著しいものがあった。指導的な志士たちの多くは、彼らの活動の目標を王政復古におき、尊王思想を共通理解として持っていた⁽²⁴⁾。また国学者の思想は「天下一同皆人臣にして天皇独宇内の天皇たり」⁽²⁵⁾というように、天皇による統治を理想的な政治形態とするものであった。とはいって、それは大勢からみれば一部の少数に限られたものであったといえよう。一般民衆の意識のなかにある天皇像は影の薄いものであり、いわば「幕府あるをしって天子あるをしらずとなげかわれた程であった」というのが実情のようであった⁽²⁶⁾。このことは町人階級も農民大衆もともに、王政復古運動という政争の場外に置かれていた⁽²⁷⁾ことからすれば当然の成り行きであるといえるのだが。このような状況のうちにあって「いかにもして怠惰の人心を引起し上下一致して國体を立、海内富強の謀を廻らす」⁽²⁸⁾という方策がもとめられてくるのである。明治3年(1870)3月に宣教使に任せられて、国民教化運動の一翼を担うことになる国学者鈴木雅之は『治安策』において次のように述べている、「天神の立給ひし正道真理を宇内に諭示布告して天神の御稟威をいただきもて戎狄を馴め候はば孰か敵するもの無らん」と⁽²⁹⁾。國体の確立と富強国家の実現をめざしその根本策として朝廷への尊崇の念を集中化し、人心

の一体的統一を図ろうとするのである⁽³⁰⁾。

鈴木雅之がこのような人心一和論を展開していたころ、維新変革の渦中にいた岩倉具視は慶應3年（1867）3月、「済事策」と題した「国事にかんする意見書」をあきらかにした⁽³¹⁾。この中で岩倉は「容易ナラサル天下ノ形勢」を冷静沈着に洞察し、過去的価値に拘泥することなく、現実的な打開策を提示する。すなわち有能な「人材ヲ挙用」して「皇國ノ制度ヲ変革シテ国政ヲ一新スル」というのであるが、その根本的な目的として志向されているのは、「皇國上下ノ方向ヲ一定シ君民同心協力シテ富國強兵ヲ務メ皇威ヲ宇内ニ宣揚ス可キノ大基本ヲ立ツルニ在リ」という点に存したのである。そして注目しなければならないのは、「済事策」における岩倉の小学校構想も、そのような方向性の重要な一環をしめていたということである。岩倉によれば「國力ヲ養フテ則チ他日大ニ國威ヲ伸サン」ためには「西洋名利ノ學問盛ンニ行ハルル」ことが必要となる。だが「利ノ在ル所弊必ス之ニ從フ」のが「理」の当然である。岩倉はいう「衆人前後ノ得失ヲ顧ミ斯末流ニ趣リテ本源ヲ忘レー時逆上症ニ罹ルカ如ク脚根空虚トナリ如何ナル弊害ノ生スルコト有ルヤ測ラレス」と。しかし岩倉はそうした弊害も、もし「幼童ニシテ五倫ノ道ヲ習熟涵養スル」ならば、甚しいまでの状況には至らないだろうととらえるのである。「幼童ニ五倫ノ道ヲ教諭スル」小学校の設立はこのような文脈の中において構想されてくるのである。いわば富強国家への現実的施策として西洋諸学の実利的学問の導入をはかるとともに、その精神的基盤——岩倉のいう「本源」であり「脚根」である——としての君民同心の一体的関係の形成を企図した民衆の教育が視野の内に取り込まれてくるのであるといえよう⁽³²⁾。

ところで鈴木雅之と岩倉具視において、その後維新政府の政策展開を方向づけることとなる国家支配＝建国の原理のあらわれをみることができるのである。その一つは、鈴木雅之が「宇内に諭示布告」すべきものとした「天神の立給ひし正道真理」がそれである。これはいわば天皇の君主としての地位を根拠づけ君臣関係を規定する原理である。鈴木はいう、「世界の始に天神天地万物を生成し給ひ君なくしては人皆私欲を恣にして互に相害ひ相傷りなどしつつ、治りがたく各生育を遂がたるべきことをしろしめし給ひて其私欲を制伏し善を奨め惡を罰し天下の人の大本となりて生成の機を掌り世を平安に治めさせ給はんとして辱けなくも皇孫命を世界の大君主と定めて天壤無窮と詔たまひてこの中つ國に天降し任し奉りし事古記に明白に候」⁽³³⁾。すなわち天皇は「天神の御子」として「限りなき人の上に立、千万とある世界の國に真君としてときはかきはに変はる事なく治め給ふべき大任をうけ」ているとするのである⁽³⁴⁾。このような神話的事実の中に天皇の君主としての地位が根拠づけられているとともに、また君臣関係もアブリオリに決定されているというのである。天皇はなぜ尊い存在なのか。鈴木はいう、それは「かぎりなく尊とく重き天神の御子として天位をしろしめす故」に、天皇は「かぎりなく尊とく重」いのである⁽³⁵⁾。それ故臣民にもとめられることは「そのような天皇を君主」としつつ「善惡を論ぜず君の御法制に隨ひ奉る」ことなのであり、それが「正道」でありかつ「真理」であるととらえられているのである⁽³⁶⁾。

もう一つの国家支配の原理は、岩倉において「公理」という概念によって示されている。王政復古の達成は岩倉の前後一貫して変ることがない目標であった⁽³⁷⁾。慶應2年（1866）8月、岩倉は王政に復古することにより全国合同を実現するべく「天下一新策」を密奏した⁽³⁸⁾。この中で岩倉は「天下一新ノ機會ハ已ニ熟シ」「實以皇国安危ノ決スル場合」において、天皇が幕府に対して「私心ヲ棄テ公理ニ基ツキ王政復古」することを求めるよう強調したのであった。では岩倉のいう「公理」とは何であったのだろうか。もとより「國威ヲ恢張シテ外夷ヲ圧倒スル」ことは望まれねばならない。しかしそれを施行するには「天下ヲ合同シ」「政令一二帰スル」ことが必須である。そのようなわば「政柄ヲ奉還スルノ

要」として何を求めるかというとき、そこに「公理」という概念が立ちあらわれてくる。岩倉によればそれは「朝廷ヲ以テ国政施行根軸ノ府ト為ス」ことであったが、なぜそれが「公の理」となるのであろうか。ここにいたって「朝廷」による「国政」の内実が問わされることになるのである。岩倉は「上ハ神明ノ心ニ従ヒ下ハ億兆ノ望ニ応スル」ことが「国政」のあるべき姿であるとする。すなわち日本の古代における伝統的な政治形態にもとづきつつ、万民の願意に応ずるような政治が「公理」にもとづく政治なのである。この意味において「公理」とは岩倉において天皇統治の実質的在り方にかかわる原理として把握されていたといえるだろう。そしてまさにこの点こそ、この後、維新政府が「國威宣揚の宸翰」や「人民告諭」などを通じて民衆に対してくりかえしアピールしなければならなかつたことなのであった⁽³⁹⁾。「苛政の旧幕政」に対して「仁政の新王政」⁽⁴⁰⁾を根拠づける原理として鈴木雅之の「正道」「真理」があり、岩倉具視の「公理」概念が存在意義をもち得たのである⁽⁴¹⁾。

注

- (16) もともと「直言」は加藤時二郎らが、消費組合運動の啓蒙推進のために組織した直行団の機関紙であったが、紙幅、体裁とともに『平民新聞』の後継紙として明治38年2月5日第2巻第1号から再出発したものであった。(林茂・西田長寿編『平民新聞論說集』岩波文庫、解説、p. 275)
- (17) 同上、p. 54. 論文は、①「祭政一致主義の全盛」②「政教文離の劇変化」③「新粧せる祭政一致論」より成っている。
- (18) 同上、p. 54-p. 55
- (19) 「うひやまふみ」(『本居宣長全集』第1巻、筑摩書房、昭和43年、p. 5-p. 10)
- (20) 「大道或問」(『新修平田篤胤全集』第8巻、名著出版、昭和51年、p. 92)
- (21) 坂田吉雄「明治国家の成立と政治思想」(『日本思想史講座、6、近代の思想、1』雄山閣、昭和51年、p. 42)
- (22) 松本三之介『国学政治思想の研究』未来社、1972年、p. 123
- (23) たとえば中島広足は次のように述べる、「西洋の諸国とでも窮理学の外に各其国民をなづけみちびく道は別に有てそれ即国民の心を一致せしむる所也……右の如くなれば皇國に生れたらむものは皇國の眞面目の道を学むで天下の民心を基筋に一致せしめむ事を常々おもふべき事なるをや」(『童子問答附録』、『中島広足全集』第2編、大岡山書店、昭和8年、p. 364), 尚、橋川文三、松本三之介編『近代日本政治思想史I』有斐閣、昭和49年、p. 16参照。
- (24) 薩摩藩の有馬新七は、安政3年(1856)、本田某に与えた一文の中に、政治の理想は、神武天皇・崇神天皇が国民を安定させ、政教を施し皇道を恢弘した盛徳大業を法則とすべきであると記している。また遺訓の中で「当時動もすれば國論を主張して皇國の大義を不知、普天率土、孰れか朝廷の土地ならざらむ、孰れか朝廷の臣民ならざらむ、かく皇國の臣民となれる者、何ぞ朝廷を奉仰して、忠誠の実を尽す事を思はざらむや」と主張し、一君万民論の立場に立って尊王の姿勢を明らかにしている。(久保田収「明治維新と復古思想」『神道史研究』13-6、参照)
- (25) 鈴木雅之の『民政要論』(成田図書館蔵)による。鈴木における天皇とは「万世無窮の世界の君」であり、「其外のものは皆悉く臣」であった(『治安策』『近世地方経済史料』所収)。それ故「將軍も天下の大小名もその家来も、百姓町人も貴賤の差別こそ候らへ皆一同に朝廷の臣」なのである。なお、拙稿「国学における教化論の性格(2)——幕末維新时期の二人の国学者の考察を通して——」(『岡山大学教育学部研究集録』第68号) 参照
- (26) 王政復古の大号令の発布自体、歴史的に重要な意味をもつものであったが、当時にはさほど世上の注目をひくことはなかったということもある。(西村茂樹『往事録』『西村茂樹全集』第3巻、思文閣出版、昭和51年、p. 102)
- (27) 坂田吉雄『明治維新史』未来社、1975年、p. 209. 大政奉還の報を耳にした国学者鈴木雅之は「誠に

目出度御儀に候」としながらも、「此際一入（人心一和が）大切の儀に候」とのべた。なぜなら「御大政朝廷へ帰し候も、天下の人心尽く実以て帰伏いたし同心に願ひ候にはなくして全く時の勢によりしに候」というのが実状であるととらえたからであった。（治安策卷之一別記』成田図書館蔵）

- (28) 注⁽²⁷⁾鈴木前掲書
- (29) 「治安策」p. 127
- (30) 鈴木は『治安策』において次のようにのべている、「天下の人民ことごとく眞實に朝廷を尊崇する時は人心一和に候故、亂なかるべき理昭々なることに候」（『治安策別記』）。「天下永世治安の基をひらかんとなれば上にも申す如く由緒ことなる皇國に候故、自然人強盛にして財穀物産天下にすぐれたれば忽富有勇壮四海に冠たるべく候」（『治安策』p. 127）
- (31) 「岩倉具視関係文書第1」日本史籍協会叢書、p. 288、以下この部分の岩倉の引用はすべて「済事策」によるものである。
- (32) 岩倉はこの後明治2年（1869）6月の「時務数件」においても、済事策でのべた学校觀をさらに明確に展開し次のようにのべている、「全国大小学校ヲ設ケ彝倫ノ道ヲ講明スルヲ以テ根柢ト為スヘシ此根柢確立スルトキハ國家ノ正氣充実シテ外邪隙ニ乘スルコト能ハス…（中略）…戰ヲ宣フルノ時ニ方リ上下人心一致シ（以下略）」（『岩倉公実記』中巻、p. 760）
- (33) 「治安策」p. 126
- (34) 同上書、p. 148
- (35) 同上
- (36) 同上書卷2、p. 151
- (37) 大久保利謙『岩倉具視』中公新書、p. 79
- (38) 「岩倉具視関係文書第1」、p. 251–255、以下の岩倉の言明はこれによる。
- (39) 康応4年（1868）3月14日、天皇みずから天皇親政の意義を表明したのが「国威宣揚の宸翰」であった。そこには天皇像の転換がみられるのであり、かつての「徒らに九重中に安居し一日の安きを偷ミ百年の憂を忘るる」がごとき天皇像ではなく、「億兆を安撫し遂にハ万理の波濤ヲ拓開し国威を四方に宣布」するような、一国の民族的命運に直結した存在であることが強調された。その上で、宸翰は天皇の「天下億兆蒼生を思食させ給ふ深き御仁恵」を説いて、民衆の側で「國家の為に精々其分を尽すべき事を求めたのであった（「宸翰」の本文は、『太政官日誌』による）」。このような天皇像の変革については次節において考える。
- (40) 遠山茂樹『明治維新』岩波書店、1951年、p. 226–227
- (41) 羽賀祥二「明治前期における愛國思想の形成」（飛鳥井雅道編『国民文化の形成』筑摩書房、1984年、所収）参照のこと。

[II] 新たな天皇像の形成

維新変革期の政治的激動は、さまざまな面で注目すべき人物を多様に輩出した。それらの人々のなかで、本節においては矢野玄道と大久保利通の二人をとりあげ、王政復古を契機に形成されつつあった天皇像の性格について考える。

矢野玄道は、王政復古の直後、新政府の大令にいいう「旧弊御一洗ニ付、言語之道洞開候間、見込有之向者、不拘貴賤無忌憚可致献言且人材登庸第一之御急務ニ候故、心当ノ仁有之候ハ、早々可有言上候事」⁽⁴²⁾に答えるべく、日頃の国学研究の成果をまとめ、岩倉具視を通じて朝廷に献策した⁽⁴³⁾。また、大久保利通は同じ時期に、總裁有栖川宮及び三條副總裁に対して大坂遷都論を建言した⁽⁴⁴⁾。これら二つの建言はともに新政権の基本方向が明示された時点において天皇像の新たなるおしをしたものと考えられるのである。

矢野玄道は、文政6年（1823）伊予国大洲に生まれ、明治20年（1887）65歳で歿した。父の道正は大洲藩候につかえ、平田篤胤に入門して国学をおさめた人であり、玄道に大きい影響を与えたといわれる⁽⁴⁵⁾。玄道もまた24歳の時江戸に赴き、平田歿後門人となった。

その後嘉永4年（1851）29歳の時には京都に赴き、これより明治2年（1869）48歳までの約20年間、京都を中心に活動するのである。

矢野は学問人から実践的行動の人へと自己の姿勢を転換していったとおもわれる頃⁽⁴⁶⁾、長州・薩摩両藩に対して一つの学校構想案を建議した。慶應元年（1865）のことであった。この建議において矢野は「御政治の根本は御祭事にて御座候」と断言し、平田派国学者の祭政一致論に依拠して「皇國の大基本」を明らかにしたのである⁽⁴⁷⁾。続いて朝廷に提出したのが、先にもふれた建議であり『獻芹詹語』と題した。この建議は第一に国学者が提示した政権構想、国家構想の数少ないものの一つであること、第二に、ここに提案されたいくつかの方針が新政府によって実施に移されたことなどからも注目すべきものである⁽⁴⁸⁾。

『獻芹詹語』は前文と「御新政ノ次序ノ管見」を三十数条にわたって列挙した部分より成る。前文においては、まず鎌倉幕府開幕以来的一大盛事として大政奉還をとらえ次のようにいいう、「此度、寸兵尺鉄ヲ勞セズシテ、大權ヲ天朝ニ帰奉候シハ、六百余年来ノ一大盛事ニテ、天下ノ志士仁人ノ歓呼抃舞ニ堪エザル所ニ御座候」⁽⁴⁹⁾。ついでこのような政権の譲渡を可能にした要因の一つとして倒幕派の力を認めるとともに⁽⁵⁰⁾、その倒幕派のクーデターが、慶應3年（1867）11月の、いわゆる「ええじゃないか」の騒擾のうちにおこなわれたものであることも指摘しているのである。しかも矢野の眼には、「京華ニ神符下降、兆億踏歌ノ瑞兆」という事実は、政権の移動という大変革がより根本的には「元来幽冥界ヨリ皇祖天神ノ御冥贊被遊候御恩頼ニ因候事」によってもたらされたことを確認させる歴史的事実として映ったのである⁽⁵¹⁾。矢野の学問思想の立場や特色は、本居宣長や平田篤胤のそれ（特に後者）の極めて忠実な繼承・展開ということにあり、おびただしい著作も、ほとんどが諸家・諸典の引用で満たされ、自身の見解はその中に徐々に述べるという形になっている⁽⁵²⁾。そのような性格をもつ矢野の学問においても、玄道自身の見解がかなり強く広く打出されているのは、幽冥界に関する研究でありまた皇祖天神に関する研究であろう。特に後者は、後にのべるように、学舎制として結実する学校制度構想において学神としての位置づけがなされており、それがもつ意義は深いものがあるといえよう。

では『獻芹詹語』全体を貫ぬく主張はどのようなものであろうか。矢野は次のようにいいう、「御大祖神武天皇ヲ奉始、歴聖等ハ、万事皇祖天神ノ本教ニ因襲シ玉ヒ、惟神ノ大道ヲ以テ、治教ヲ六合ニ遍ク御敷被遊候」⁽⁵³⁾。わが国の治教が皇祖天神の本教に指導理念をもとめつつ「惟神の大道」にのっとって展開してきたというのである。矢野の所論の出発点も帰着点もここにあるといえる。矢野は「惟神の大道」の本質を「祭祀」「仁政」「威武」の三綱領に要約したが、前二者は内容的に鈴木雅之と岩倉具視の所論にみられた「正道・真理」および「公理」に相当するものといってよい。すでにのべたように鈴木における「正道・真理」とは、天皇の君主としての地位が天神によって決定されていることを正当化する意義をになっており、天皇は「天下の人の大本」⁽⁵⁴⁾なのであった。しかし臣民が「善惡を論ぜず君の御法制に隨ひ奉る」ようになるには、その前提として次のような君主のあり方がもとめられてくる。鈴木はいう、「君は天神の大御心を心としてつゆいささかも私心をまじへず法制を立て政道を正しくし、善をすすめ悪を長せず天下を均平し不平ながらしむるやうに治め給ふべきこと也」⁽⁵⁵⁾。すなわち天皇が天神の心を心とすることが臣民の側での絶対的服従を可能にするのである。矢野の三綱領の「祭祀」とはまさに以上のような点に関わるものなのである。矢野は「天神地祇ノ御祭祀」が「天下ノ第一ノ御政務」であるとする⁽⁵⁶⁾。ここには神威に対する天皇の畏敬・尊崇の姿を下たる者に示すことで、「天下ノ兆民、皆觀感シテ振興仕候様相成候事ハ、心然ノ勢御座候」⁽⁵⁷⁾という見通しがあった。つまり万民を天皇に帰服させるには、神々の後裔としての天皇が為政者の立場から、神への尊崇の態度を現わにすることが必要であるというのである。為政者が祭祀の行事を

通して神威に対する敬虔な服従の姿勢を明らかにすることは、服従の美德を「下たる者」に身をもって示すことに他ならない⁽⁵⁸⁾。維新政府の復古的性格における祭祀の意義の一斑はここにあるといってよい。

綱領の第二にあげた「仁政」は、「天神の大御心を心とすべき天皇」のあり方を更に実質的に規定するものである。岩倉が「公理」という概念によってあきらかにした天皇統治の原理は、日本の古代における伝統的な政治形態にもとづきつつ万民の願意に応ずるような政治を意味した。矢野はこの万民の願意に応ずる政治を指して「仁政」ととらえるのである⁽⁵⁹⁾。しかも「惟神の大道」の綱領の一つとして「仁政」をうち出すことはとりもなおさず天皇の職掌の新しい把握を示すことでもあったといえよう。では矢野における新たな天皇像とはどのような性格のものであったのだろうか。

矢野はわが国の上代においては大御宝としての人民觀にもとづいて仁政がおこなわれてきたことを、いくつかの事例を示して説く⁽⁶⁰⁾。そしてそのような仁政に一貫してみることのできる被治者に対する為政者のあり方を「教養」として把握する⁽⁶¹⁾。「教養」とは「仁政」を現実の政策に移す際の方法的原理であるともいえよう。矢野は「上世ニハ、民人ヲ御教養ノ義ヲ以、最大一ト被遊候」⁽⁶²⁾とのべている。すでに文久3年（1826）の『玉鉢物語』においても次のように「教養」をもって天皇の職掌の第一義であるとみなしていた、「天皇とます御上にては先々世人を偏く教養めぐみうつくしみ給ふが第一の御職草にて」と⁽⁶³⁾。これによっても矢野の国学思想における「教養」という考えは、必ずしも王政復古を俟って新しく成立したものではない。しかしそれが王政復古直後の建言においても「惟神の大道」の三綱領の一つである「仁政」の方法的原理として重要な意義が与えられていることは、上世における天皇像に理想の姿をもとめ、それを改めて新しく国民統治の原理としてとらえ直そうとする復古意識の現われであるとみなければならないであろう。矢野の国学思想における「新たな天皇像」とは創造としての新しさではなく、見失なわれていた過去的な価値の復活・再生という意味での新しさなのであるといえる。それであるからこそ矢野が「中昔ヨリ皇上ハ地上ヲ踏玉ハヌ物ト定ラレシハイカナル狂人ノ申出シ事ニ候哉」とのべて「其妄説ヲ一掃仕候」ために「諸神典」をよりどころとして精査をこころみた⁽⁶⁴⁾のは、伝統的な天皇觀の克服のための必須の作業であったといえる。矢野はその結果、從来現世を超越した世界に祭り上げられていた天皇像は「定メテ奸人ノ上下ノ際ヲ隔絶セシムル術策」⁽⁶⁵⁾によるものと批判したのであった。こうして矢野は天皇に「文武同途」「祭政一致」「治國平天下」の担い手であり⁽⁶⁶⁾、同時に「天下ノ人民ノ小大ト無ク仰望テ儀表」となるべき人格の形成を期待するのである⁽⁶⁷⁾。

矢野がこのように『獻芹詹語』において日本古代国家における祭政一致の伝承に政治の範型を求めようとする復古的集中の原理⁽⁶⁸⁾にもとづいて天皇像の新たなるえ直しをしつつあった頃、参与であった大久保利通は、伝統の地京都から大坂への遷都論を表明した。それは慶應4年（1868）1月23日のことであった。大久保がこの遷都論にこめた意図は何であったのか。「根本推窮シテ大変革セラルヘキハ遷都ノ典ヲ挙ケラルニアルヘシ」⁽⁶⁹⁾とのべるように、単に都を京都から大坂へ遷すといったことではない。それは大久保らの構想する政治変革の根基に関わることがらであった。すなわち大久保は王政復古後の政治状況を「各国交際永続ノ法立タス列藩離散シ方向定ラス人心渾々百事紛転トシテ復古之鴻業未其半ニ至ラス纔ニ其端ヲ開タルモノ」とその不安定な事態を直視するなかで、「百目ノ基本」「内政ノ軸」の確立を目指しに「今日寸刻モ置クヘカラサル急務」として大坂遷都論を打ち出すのである。この際、内政の確立は「数百年來一塊シタル因循ノ腐臭」の除去から着手されねばならなかった。すなわち「地ヲ鋤、根ヲ植替ヘ」るがごとくして朝廷を公家の勢力から引き離すという方向で「断然一新ノ興業」を実現しようとするのである。そ

れば換言すれば「玉を我方へ奉抱候御儀千歳之一大事」という木戸孝允の言葉が図らずも示しているように、事実上朝廷を解体しこれを討幕派自らの手で再編することであった。それ故、大久保や木戸がいう「玉を抱える」とは、抱え入れた玉（天皇）を現実的政治的な権力主体として形成していくことを含意していることはいうまでもない。欧米列強への対応を企図して、明治国家創草期の指導者たちは一様に国家的独立を課題として把握していた⁽⁷⁰⁾。大久保においても事情は変らず、その政策の究極の目的は、遷都論にみられるように「皇威ヲ海外ニ輝シ萬國ニ御対立アラセラル候事」におかれていたのであり⁽⁷¹⁾、それにはまず伝統的な天皇観念を払拭しなければならなかつたのである。

大久保は従来の天皇のイメージを次のようなものとして描いていた、「是迄之通主上ト申奉ルモノハ玉簾ノ内ニ在シ人間ニ替ラセ玉フ様ニ纏ニ限リタル公卿方ノ外拜シ奉ルコトノ出来ヌ様ナル御サマニテ」。それは公卿とともに雲上の世界にあって、「龍顔ハ拜シ難キモノ」「玉体ハ寸地ヲ踏玉ハサルモノ」のごとく、静態的で神格化された天皇像であったといえよう。しかし大久保によれば、「国内同心合体」の要たる位置にあるものは「根本道理適當ノ御職掌」をもつべきものであった。つまり「一天ノ主ト申シ奉ルモノハ斯ク迄ニ有難キモノ」「天下万人感動涕泣イタシ候」というような「御実行」をあげることがそれであった。「民ノ父母タル御職掌」という、固有の機能を天皇に賦与することは、公卿の天皇から国民の天皇への転換を図ろうとすることであったといえる。

大久保はこのような「根本道理適當ノ御職掌」を「天賦ノ君道」とよんだ。そこには「従者一二ヲ率シテ國中ヲ歩キ万民ヲ撫育スル」という西欧の君主像が反映している。天皇による君道の履行は、「上下隔絶」した天皇と人民との状況を「上下一貫」したものへと転換する。それとともに人民の側において「君道」に呼応するかたちで「臣道」が形づくられるというのである。「君道」と「臣道」との搖ぎない関係の成立によって「命令一タヒ下リテ天下慄動スル」がごとき国民統一の強固な体制基盤が創出されることになるというのである。大久保の見解には、矢野にみられたような神道思想はまったくみられないである⁽⁷²⁾。矢野が失なわっていた過去的な価値の復活・再生という意味で「新たな天皇像」をとらえたのに対して大久保は「旧来の陋習を破」（五箇条の誓文）る方向で、すなわち「伝統破壊の原理」⁽⁷³⁾にもとづきつつ、新しい天皇統治体制をめざそうとするのであるといえるであろう⁽⁷⁴⁾。

注

- (42) 王政復古の大号令（『法令全書』自慶應3年10月至明治元年12月, p. 6 – 8)
- (43) 『献芹詹語』（『国学運動の思想』日本思想大系、岩波書店、1971年、所収）
- (44) 「大坂遷都の建白書」（『大久保利通関係文書』2, p. 191 – 195）
- (45) 越智通敏『矢野玄道の本教學』錦正社、昭和46年、p. 10. 尚、矢野玄道についてはこの他に矢野太郎『矢野玄道』（愛媛県先哲偉人叢書第一巻、昭和8年）参照。
- (46) 芳賀登『変革期における国学』三一書房、昭和50年、p. 238
- (47) 矢野太郎、前掲書、p. 124
- (48) 注(43)に同じ、p. 547
- (49) 同上書、p. 548
- (50) 「実、聖運ノ昌泰ニ属シ、神器ノ大造ヲ輔翼シ奉ル諸大藩ノ勲績ハ申マデモ無御座候」（同上書、p. 548）
- (51) 同上
- (52) 越智前掲書、p. 27. 小笠原春夫『神道信仰の系譜』ペリカン社、1980年、p. 313
- (53) 注(43)に同じ、p. 548
- (54) 『治安策』（『近世地方経済史料』第五巻、p. 126）

- (55) 同上書, p. 151
- (56) 注(43)に同じ, p. 548
- (57) 同上, p. 552
- (58) 松本三之介「幕末国学の思想史的意義」(前掲『国学運動の思想』解説)
- (59) 新政府が人民に対して出した「告諭」においては、「仁政」に関して次のように説いている。例えば明治2年2月の「奥羽人民告諭」では、まず「天子様は天照皇太神宮様の御子孫様にて此世の始より日本の主にましまし…(中略)…誠に神さまより尊く、一尺の地も一人の民もみな天子様のものにして、日本國の父母にてましませば」と天皇統治の由来をのべ、君道を体現した天皇が「日本の地に生れし人はひとしく赤子と思召され、一人として安堵せぬ者もなく、蝦夷松前のはてまでも御撫恤の行届き候様にと日夜、歎慮を勞せられおいおい有がたき御措置もあらせられ候」とのべている。(『明治文化全集, 25, 雜史篇』p. 491)
- (60) 注(43)に同じ, p. 572
- (61) 同上。「本教学柱」によれば「教養」の「教」は「教誨」を意味し「心神を養ヒ立る道」であり、「養」は「養育」と同義であって「形体を保全する道」である。つまり教誨とは本教によって人々の精神・徳性を養うことであり、養育とは衣食住の三者を十分にして生活を保全することである。(玄道先生頌徳会編『本教学柱』p. 2, 大洲市立図書館蔵)
- (62) 注(43)に同じ, p. 572
- (63) 「玉鉢物語」広島大学蔵
- (64) 注(43)に同じ, p. 559
- (65) 同上
- (66) 注(43)に同じ, p. 565, 「何卒今日ヨリハ先聖ノ大道ニ復セラレ前日ニ御反被成候テ, 祭政一致, 文武同途ノ事ニ從事シ賜ヒ, 治國平天下ノ御実効ニ勤勉無之テハ不相成候御義」
- (67) このことは、天皇が自らの修養に努めるべき學問内容に言及した部分で次のようにのべていることからもうかがわれる、「御侍読ノ御方モ, 能々御採択ニテ, 専実徳実用ヲ主トシ, 閑々御敷奏有之度, 文字章句ノ間ヲ吟味シ, 狂言綺語ニ精ヲ労候等ハ, 皇上ノ御學問ニ先ハ無用ノ御事ニテ…」(『獻芹齋語』p. 558)
- (68) 橋川文三『近代日本政治思想の諸相』未来社, 1968年, p. 7
- (69) 「大久保利通関係文書」3 (日本史籍協会叢書, p. 191-195, 以下大久保の遷都論からの引用はこの書のものである。)
- (70) 木戸孝允は慶応4年11月の意見書の一節に次のようにいう、「一新の御盛舉は固より稀有の御成業と雖も必竟内國の事に係り自今海外に關涉して為将来根軸を被為定候は真に至重至大未會有の御事にして前途實に悠遠と奉存候」(『木戸孝允文書』第8巻, p. 120)
- (71) 鹿野政直『資本主義形成期の秩序意識』筑摩書房, 昭和57年(第3刷) p. 207
- (72) 本山幸彦『近代日本の政治と教育』ミネルヴァ書房, 1972年, p. 13
- (73) 橋川前掲書
- (74) 本節は次の著作も参考にした。井上清『明治維新』中央公論社, 昭和49年, 田中彰『未完の明治維新』三省堂, 昭和43年

[III] 維新政府の学制案(学舎制)と矢野玄道

維新変革期において教育政策の展開を主導したのは、復古主義的教育理念であった。王政復古の政治体制を支持するものとして、国学者の復古思想が採用せられ、神ながらの道の実践的普及を図ろうとする平田派国学が維新変革における復古の意識を担うことになった。慶応4年(1868)2月22日、玉松操・矢野玄道・平田鏡胤の三人に学校制度規則の取調が下命され、それから約1ヶ月の後、学舎制が上呈された。復古主義的な教育理念によって構想されたといってよいこの学舎制は、明治新政府による最初の学制案であった。本節では学舎制に盛られた復古主義的教育理念について、学校掛の一人であった矢野玄道の

国学思想と学校観とに焦点をあてて検討することを通して、明治初頭の復古の性格を教育理念の側面から明らかにしたいとおもう。

学舎制起草の中心となり、また皇學所設立にも奔走したのは、前節においても検討してきた矢野玄道であった。矢野は学校掛りに任命される以前からしばしば、要路に対して建言をし、その中で学校問題についても触れるところがあった。後述する慶應4年2月12日の建学舎の建白は、学舎制の草定を直接促したとも考えられているものである。学舎制の構想の成立にとっても、また学舎制の最重要科目としての本教學からみても、矢野の学校設立構想の特質及び国学思想の性格の両面を考察する必要があるといえる。

まずははじめに矢野の学校設立構想の検討をとおして彼の学校観について考えてみたい。学舎制以前に矢野が要路に対しておこなった建言の中で、学校について何ほどかの見解を述べているとおもわれるのは、四つある⁽⁷⁵⁾。以下順を追ってそれぞれの建言の内容を検討しよう。

①矢野の学校設立構想の最初は、嘉永5年(1852)に、京阪地方の有力な平田篤胤門人であった六人部是香と相図った島津侯への建議にみられよう。この時の建議内容の詳細は明らかではないが、「和学校」⁽⁷⁶⁾という学校の呼称が使われている。②ついで、慶應元年(1865)の末には長州と薩摩の両藩に建議した。すでに述べたように、この中で矢野は、「御政治の根本は御祭事にて御座候」と政治の理想をのべ、祭事を興隆し、祭政一致の政治体制への復古が急務であるとのべる⁽⁷⁷⁾。矢野のみるところ、「異端の教法」の浸透によって「國体の基本」が忘れ去られてきたのが現実であった。そこから「神州の神州たる所以を天下に示教」することが必要になってくるのである⁽⁷⁸⁾。その方策として矢野は第一には天神地祇の祭祀⁽⁷⁹⁾を、第二に本学费の設立を主張するのである⁽⁸⁰⁾。前者については前節でのべたようにその後慶應3年の『獻芹詹語』においてより詳細に展開されることとなる。第二の方策として、國体の確立にかかわって構想する本学费の教誨の内容について矢野は次のようにのべている、「我天皇命は即ち其御正統に御坐遊ばされ候て、其尊さは天地間に又比ふ可きもの無く御即位の後は即ち大神宮御同体と仰ぎ奉るべき御事にて、天皇命は其祖先より数万年の大君主也本親也教師也と相心得、我人は御臣也子孫也弟子也と心得させ申すべく…」⁽⁸¹⁾。平田派国学に特徴的な天皇觀は、天皇の實在を神々の心のあらわれるととらえ、神々の後裔としての天皇の心は、もっとも神々の心に近いものであるとする。本学费においても矢野は、天皇のもつ神格的正統性と尊厳性を説き聞かせることを教誨の内容にもち込んだ。それとともに天皇と人民とが政治的に治者一被治者の関係にあるものとしてのみとらえるのではなく、親子および師弟の関係にあるものという面も強調し、天皇へ向けての尊崇の念を一元的に集中化して形成しようとするのであるといえる。③矢野の第三の建言は、すでに前節でも述べた『獻芹詹語』である。ここに示された30余の時務策は、三つの綱領(祭祀、仁政、威武)にもとづく具体的な諸提案であり、学校構想もその一環であった。構想とはいってもきわめて概略にすぎないものだが、これまでの提案にはみられなかった「大学校」という呼称が用いられている。また教育の対象としてはすでに慶應元年の建議において庶民層への拡充が意図されていたが、『獻芹詹語』においても教育対象を「公卿・大夫・士以下庶民」と定めている⁽⁸²⁾。④『獻芹詹語』から約2ヶ月の後、矢野はさらに建学舎の建白をした。この建言がなされたのは、時期的に学校掛りの下命と近接しており、また内容からいっても学舎制の「皇祖天神」と「本教學」の骨子がすでに表明されている。この建言は矢野をして新政府の学校制度取調に参画させる機縁ともなったといえる。

矢野はこの建言のなかで、学舎の設立を「人材」の「錆治化育」という立場に立って主張しているが⁽⁸³⁾、その主張の根本は、「天祖の聖德を御対揚遊ばされ候も此より相興り候」⁽⁸⁴⁾

とのべるように、国家存立の基盤となるものを確立することを目的として学校が構想されているということだろう。「皇政御一新万事大祖御創業」にもとづくことという方向において出発した維新政府にとって祭政一致の基本路線の明確化は何よりも急がねばならぬ課題であった。それは換言すれば、神国としての日本の政治は天皇親政を建前として神道に即して行われるべきものであることを民衆の中に周知徹底していくことでもあり、このような課題は当然矢野の学校構想の中にもりこまれることとなる。そのことは、たとえば矢野が学舎の設立を単に中央にのみ限定していたのではなく「天下国郡大小の学舎も従って階式を取り候様御坐有りたく」⁽⁶⁵⁾とのべていることにもあらわれている。中央の学舎を一つのモデル的存在と位置づけ、諸藩においても同様の学舎が設立されるべきことを主張するのである。教育の内容に関しては矢野は次のようにのべている。「先づ皇祖天神の本教を祖述し神皇無二、祭政一致の御基本を建てられ華夷今古の情實を參伍斟酌し神祇の祭祀朝野上下の制度典礼を定めさせられ」「近くは綱常彝倫より遠くは裁成輔相治国安民の道を講究討論せしめ」と⁽⁶⁶⁾。ここに述べられた内容は後に、本教学、經世学、辞章学、方伎学、外蕃学の五学に組織される、学舎制の基本構想をなしているものと考えられる。

ところで矢野のこの建言において見落してならないのは、「外蕃朝集仕り候に就いては、洋教も東漸馴致の慮も上代儒佛の義に順考仕り候て前知仕られ候事故、猶更古道御恢張の義已むを得ざるの御急務と察し奉り候」⁽⁶⁷⁾とのべていることである。ここには、矢野が「國家御多冗の節」というように、維新の内乱が続き、政治上の組織も流動的であった状況の中で、一見「事情迂遠也との俗論」もでかねないような学校構想をあきらかにした、思想対策的な意図がのべられているのである。新政府は矢野がこの建言を上奏する数日前に、外国との和親を国内に布告し、攘夷鎖国の主義を排して、開国和親の方針をもって将来に臨むことを宣言していた⁽⁶⁸⁾。開国にともなうであろう洋教の東漸という事態は上代における儒教仏教の流入という事態に照らして避けることのできない問題として迫りつつあった。「古道の恢張」を急務とする所以もまたここに存したのである。以上矢野の学校構想を検討してきた。それらは篤胤国学に由来する復古の色あいの濃い教育理念にもとづいてなされたものであった。篤胤国学の学問的性格は、篤胤がその著『大道或問』においてのべたように「眞実の神道」は「神國の神國たる御国体を知り神の成置玉へる事を習ひ学びて正しき人の道を行ひ候」こと⁽⁶⁹⁾というもので、神道の道德化、人道化という点にその特質があった。矢野の国学思想はこのような篤胤の学問的性格の継承の上に成立しているものであり、たとえば、その著『本教学柱』において、「神習う」とは「皇祖天神の執らせ賜ふ惟神なる大道に熟習奉れ」⁽⁷⁰⁾ということととらえていることでもあきらかである。矢野の構想の中にある学校もまた人々をして、惟神なる大道に習熟させることにその主たる役割がもとめられていたのである。しかも矢野においては決して大学校だけが念頭にあったのでもなく、また教育の対象を支配階級の子弟のみに限定した特權的な教育を意図したものでもなかつた⁽⁷¹⁾。惟神の大道の習熟を課題とする矢野の学校観は、自ずから教育対象の庶民層への拡充の方向をたどることになるといってよいだろう。国家的独立を支える觀念的な基盤は、底辺層にまで國体の眞義が浸透する時はじめて確立への道を歩みはじめることを認識していたのであろう⁽⁷²⁾。

明治維新政府の教育政策の最初のものは、慶應4年2月22日のいわゆる学校掛の下命である。玉松・平田・矢野の三人に学校制度規則の調査立案が下命されたのは⁽⁷³⁾政府組織の基本が確立される、その過程においてのことであった。いうまでもなく学校掛りの下命の背後にある政治的勢力として、当時新政府の議定副總裁として堂上派の巨頭であった岩倉の意向が存在していた。岩倉は天皇親政の政治的形態の実現にとって公卿層が有能な官僚として成長することの必要性を感じていた。慶應2年(1866)2月3日には「堂上諸卿を

誠むる意見書」において、公卿階層が文武の道に専心することを通して彼らが政治的指導者として成長することを促した⁽⁹⁴⁾。翌3年3月の「済事策」においてはより広い視野から、国政一新の具体的方策を説くことになる。すでに述べたように岩倉において君民一体という国民統一の体制を基盤として近代的な統一国家の確立を図ろうとする志向があった。学校制度規則の取調に平田以下三人の国学者が下命されたのは、彼らの国学思想の内に、岩倉のいう「皇國上下ノ方向ヲ一定」するに足る理念的支柱が求められた故である。学校取調の下命があって約一ヶ月の後、学舎制は上呈されたものと思われ、3月28日、総裁の名をもって学舎制は各事務局へ廻達された⁽⁹⁵⁾。学舎制の全体は、(1)皇祖天神社、(2)学校舎、(3)統轄者（職員）、(4)教授者（教官）、(5)学科の五項目よりなる⁽⁹⁶⁾。このなかで特徴的なのは第一に皇祖天神社を寮中に置き、その祭祀を長官たる大学別当が神主となっておこなうこととしたこと、第二に五学から成る学科（本教、経世、辞章、方伎、外蕃）の筆頭に本教学がおかれて「上神聖之大道ヲ奉シ修身齊家及ヒ顯幽分ニノ微旨天地ノ大義ヲ教授スル」としたことであろう⁽⁹⁷⁾。ともに儒教主義から国学主義への教育理念の転換を意味するものであり、学舎制の教育の基本的理念もこの二点に集約されるといえよう。皇祖天神と本教とは、学舎制以前に矢野が建議した学校構想においても論点の中心になっていたことは既に述べたとおりである。学舎制の起草は、玉松・平田・矢野の三人によるものだが、実際の任にあつたのは矢野であったとおもわれる。矢野の手による学舎制草稿も残されているのである。

学舎制は復古調の強い大学構想であるといわれる。復古主義的とはいかかる意味においてであるのか。従来自明のようにいわれてきたことだがその本質についてあまり問題にされない。孔子をまつる代わりに皇祖天神を祭祀し、神典研究を主体とする本教学が他の学科に優先して筆頭におかれたから教育理念が復古主義的になったというものではない。問題なのは皇祖天神の祭祀と本教学によっていかなることが意図されたのかということだろう。いわば皇祖天神と本教学の国学的イデオロギー性を明らかにすることによって復古主義的教育理念の本質ははっきりするものとおもうのである。この問題は、学舎制草定の中心であった矢野玄道の国学思想の検討を通して考えられるべきだろう。矢野における「祭祀」の意義についてはすでにみたとおりであるので、ここでは「本教学」について考えてみたい。

矢野が学舎制の筆頭において本教学の内容は五科よりなっているが、第一にあげている「神典」は「皇道の綱紀」たるべきものであり、それを明らめるることは「治国安民の本」⁽⁹⁸⁾にもなるという。神典研究は学問的な研究の範囲にとどまらず、政治的機能としての有効性という観点でとらえられているのである。「本教学」の内容は、「神聖ノ大道ヲ奉シ、修身齊家及ヒ顯幽分ニノ微旨天地ノ大義」を明らかにすることにあった⁽⁹⁹⁾。それは人間にとつての倫理的規範を明確にする学問ではあるが、同時にその中には新しい政治体制の下での人間に求められる実践的當為がおり込まれていると考えられる。『献芹脣語』において矢野が「歴聖の治教」のよりどころは「本教」であったとのべていたこととあわせ考へるならば「本教」は政治的支配と道徳的教化の両面の機能を兼ね備えるものととらえられていたといえる。『本教学解』においては、この点について次のように述べている、「数百年の間とだえにし御政の上々代に立復りて現御神の大御自聞召すめでたき御代と成りてしも職として皇化の鴻基、邦家の経緯たる本ッ教を世に説明め広布坐セル比類なき功績による…」⁽¹⁰⁰⁾。古事記の序文にある、帝記・旧辞を説明した語句を用いて本教の意義を述べているのである。矢野は国学の系譜について言及したところで、「羽倉・岡部・本居三人の宇斯等之相つきて本教学に仕へ奉られて正しき道を説示せ坐ししよりぞ、世人もおほしき雲霧の晴行てあなたおもしろと皇大御神の道ある事を知りそめにけるをわが氣吹屋ノ大人は彼ノ三人の宇斯の説を本として…」⁽¹⁰¹⁾とのべ、国学の系譜はとりもなおさず本教学の系譜であるという。

矢野にとって本教学とは彼の神道的な国学そのものを意味するものとなっているのである。

では「本教」が政治的支配と道徳的教化の両面の機能をあわせもつものであるならば、そこにおいて一体、人間と皇祖天神とはどのようにかかわりあうのであろうか。皇祖天神とは、天之御中主神、高御産巣日神、神産巣日神の、いわゆる造化三神をさしている。造化とは単に「上古の時、天地日月をさへに鎔造化成し」ただけではない⁽¹⁰²⁾。人間生成の根源もまたこの皇祖天神の恩頼に依るものなのである。皇祖天神とは「あらゆる我人、また萬物の大父母」にほかならない。人間生成の根源に皇祖天神を位置づけることにより神と人との関係は人間の社会における様々な関係を包括・統合することになっていく⁽¹⁰³⁾。現実の社会関係における人間の当為を規定する根拠もここから導き出される。生成という皇祖天神の恩頼に報ずるには、現実の社会的諸関係の中で「其心を誠にし徳行」に励むことによってはじめて可能になるということにもなる。『八十能隈手』には次のように述べる、「二親によく事へ、一家をよく治め、さて延きて萬の物をも撫愛しみ、若し志を得たらむには一郷一国にても及てむと務め励むぞやがて恐くも皇祖天神の大御心に符ひ奉れる事と知られて天皇にも、皇祖天神にもかくてこそよく仕へ奉る理にぞ有べけれ」⁽¹⁰⁴⁾。父母に孝をつくし、家族関係を良き秩序に保ち万物を慈愛することによって「皇祖天神の大御心に符」った善事善行が行ないうるというのである。いわば皇祖天神の本教は、人間の道徳的教化の原理として実質的に機能することになる。

ところで全ての社会的関係をその内に包括する皇祖天神と人との関係の中には、政治的支配者としての天皇と人との関係も当然位置づけられている。『本教学柱』において次のようにいう、「我を生めるは父母にあらずや其父母の本を推せば祖先にあり、祖先の本は皇祖天神に在り故に我身を親愛となれば先ツ心神に事ふべく心神に仕へむにはまづそが父母によく事ふべく、父母に仕へむとならば必ス皇祖天神に仕へ奉らざば有るべからず」⁽¹⁰⁵⁾。すべての人間の本源をたどれば皇祖天神にいきつくという構造が指摘されているが、この中で、現実の天皇は、その皇祖天神の「宇都之御子」「皇祖天神」の「嫡流」なのであった⁽¹⁰⁶⁾。すでに述べたように矢野は現世を超越した世界に祭り上げられていた伝統的な天皇觀の克服をめざし、神典を資料として精査を試みた。その作業を通して矢野は「祭政一致治國平天下の担い手」としての天皇像を明確化し、国家による政治的支配の中心として天皇を顯示しようとした。顕界の主宰者としてのこのような天皇の地位は、皇祖天神の嫡流として天皇をとらえることによっていわば最高至上の地位にまで達したのである。こうした位置に置かれた天皇の職掌について矢野は次のように述べている、「凡て此ノ天下の公民をば元天皇祖神の御物なるを天皇命はその御手代として慈親の弱兒を愛育すが如くに万事に御心を尽させ給ひ此を養育し此を教へ立て永久に天年を得て生命を遂保つべく御心労遊ばすが御職務第一に有らせらるる」⁽¹⁰⁷⁾。天皇は雲上の人から、「世人を偏く養育し教誨する」ことに努める「人君」へとその性格を転換するのである。しかも天皇の人君化をこのようにおし進めることは、民衆の臣民化を促すことでもあった。なぜかなれば皇祖天神の恩頼に奉ずるには現実の政治的支配者たる天皇への奉仕なくしてはあり得なかったからである⁽¹⁰⁸⁾。

矢野玄道の国学思想と学校構想とを下敷きにして構想された学舎制の理念たる皇祖天神と本教とは、現世における人間の行為を善事善行たらしめ、その方向を全て天皇への奉仕へと収斂しようとするものであった。明治初頭の政策展開過程において、国学者はそのためのイデオロギーを提供するという役割を引受けることによって主導的な地位についた。それ故、その地位は岩倉らの国家建築という事業の中に国学者が組み込まれていくということによってもたらされたものであったといえよう。そしてその組み込みを可能にしたの

は天皇に対して国学そのものがもつ「求心的な姿勢」⁽¹⁰⁹⁾によるものといえる。矢野ら三人の国学者は学校の意義を次のように述べていた、「学校之御設ハケダシ四海万民をして神皇の大義を明にし君臣名分を弁へ天下大平民衆保全ノ御基業ニテ一日も広くすへからざるところに御座候」⁽¹¹⁰⁾。天皇に対する「求心的な姿勢」を教育の根本原理として学校にもち込み、古代からの伝統的な指導精神としての本教に復古のよりどころをもとめ、皇祖天神と人民とを宿縁的に結合することは、人民統合の収束点に明確に天皇を位置づけ國体觀念を人々の脳裡に刻印するものであったといわねばならないだろう。

付 記

本稿は文部省科学研究費補助金（昭和59年度奨励研究A）による研究の一部であるとともに、教育史学会第29回大会（於、広島大学、1985年10月11日）に於て発表したものに加筆したものである。

注

- (75) 以下本文にのべる①②④は、「矢野玄道」（愛媛県先哲偉人叢書第一巻）所収、③は「国学運動の思想」（日本思想大系）所収、尚、三河吉田の国学者羽田野敬雄（皇學所講官を一時つとめた）の「栄樹園類集」（豊橋市立中央図書館所蔵）には、④とほとんど同文の、平田・矢野の両名義による「皇學所創建上書」が筆写収録されている。
- (76) 「和学校も薩摩侯より過半屋敷をもらひ並に学田料位は少々付けくれ候様に相成り申すべく候、肥前よりも少々手伝ひ申すべく候、夫れにつき六人部の上書を認め申し候」注(75)『矢野玄道』p. 117
- (77) 「さて大基本と申し候は、他に求むるにて御坐なく候古人の祭政一致と仰せられし如く先聖の御政事の根本は御祭事にて御坐候先づ先づ御祭事を御興し遊ばされ候が即ち大基本を仰立て遊ばされ候にてこれ即ち当世的一大急務かと存じ奉り候」注(76)に同じ、p. 124
- (78) 「中古以来異端の教法相弘まり候より皇國の正氣も追ひ追ひに相衰へ方今醜夷の辱めを受け候も國体の基本を忘れ候故かと存じ奉り候、されば神州の神州たる所以を天下に示教仕り候はば他の枝葉節目は随って相挙り申すべきは必然の勢に御座候」注(76)に同じ、p. 126
- (79) 同上
- (80) 同上
- (81) 同上、p. 127
- (82) 「大宮中二大学校ヲモ御造立ニテ中ニ公卿・大夫・士以下庶民等ヲ三等或ハ四等位ニ階級ヲ分タレマズ苟生ト両間ニ得テ視息スル者ハ、神皇ノ大道ノ須臾モ離ルベカラザル所以然ヲモ身前身後ノ事ヲモ委曲ニ御教誨有之度」（『獻芹齋語』p. 551）
- (83) 「此度皇政御一新萬事大祖御創業に御本づき遊ばされ候由の聖諭を恭みて拜誦奉り…何卒斯の時に乘じ学舎早々御建立有らせられ、先づ皇祖天神の本教を祖述し神皇無ニ、祭政一致の御基本を建てられ、華夷今古の情實を參伍斟酌し神祇の祭祀朝野上下の制度典礼を定めさせられ天業を無窮に鞏守継持し給ひ且つ其中にて天下の士庶賢不肖となく遊學從事せしめ大に人材を鑄治化育遊ばされ天下国都大小の学者も従って階式を取り候様御坐有りたく…」注(76)に同じ、p. 131
- (84) 「神州を以て金湯に比し皇道を窮天極地に恢廓し稜威を八紘万国に御炫燿遊ばされ遂に天祖の聖徳を御対揚遊ばされ候も此より相興り候御事歟と存じ奉り候」（同上）
- (85) 注(83)に同じ
- (86) 同上
- (87) 注(84)に同じ
- (88) 慶應4年1月17日
- (89) 「大道或問」（新修平田篤胤全集第8巻、p. 87）
- (90) 「かくて我人の本務は青人草習はずしてひたぶるに神習にあるを神習とは皇祖天神の執らせ賜ふ惟神

- なる大道に熟習奉れとの義は論ふまでもなきを…」(矢野玄道『本教学柱』大洲市立図書館蔵)
- (91) 阪本是丸「国学者と学校問題」(『維新前後に於ける国学の諸問題』国学院大学日本文化研究所刊, 昭和57年, p. 320)
- (92) 「右等ノ島中(注, 壱岐・対馬・佐渡・隠岐・屋久・伊豆大洲, 小笠原等ノ諸島)ニハ別シテカノ皇祖天神ノ大宮及學館ノ中ニテ, 人材ヲ相育テ候テ, 皇道ヲ庶民ニ不洩教授セシメ異物ヲ見テ遷ラヌ様ニ仕候義第一ノ事ト奉存候」注(76)に同じ, p. 127
- (93) 「今般大学校御創建可相成ニ付, 矢野・玉松・平田等へ取調被御付候由…」(『議定博経親王書ヲ上リ大学校創建ノ事ニ參セント諸フ, 「復古記』)
- (94) 「岩倉具視関係文書第1』, p. 221-230
- (95) 「各局へ元年三月二十八日, 学校掛リヨリ学舎制一冊差出候ニ付写取局々各通ニテ入一覽候尚篤ト吟味見込之旨承知致度候者古今ノ別アリ当時之儀其教方実ニ大切ナランカ且又制度ノ上ニモ相違候テハ尤不然事ト被存候也三月二十八日」(『公文錄皇漢両学所之部』国立公文書館蔵)
- (96) 「復古記』第三冊, p. 172参照
- (97) 皇祖天神社 寮中ニ請奉テ大学別當其神主ト成リ給ヒ四時ニ一度長官以下学生以上尽其祭祀ニ仕奉ル本教学一字二局 大学博士以下此ヲ管轄シ上神聖之大道ヲ奉シ修身齊家及ヒ顕幽分ニノ微旨天地ノ大義ヲ学生ニ教授ル事ヲ掌ル(同上)
- (98) 「朝廷ニ立チ給へる公卿たちの大御手に代りて御政申し給ふ方々は必ス皇道の綱紀たる神典をばよく明らめ給ふべきなりこれ治国安民の本なるぞかし」(『志斐賀他理』下之巻, 広島大学附属図書館蔵)
- (99) 注(96)に同じ
- (100) 『本教学解』豊橋市立中央図書館蔵
- (101) 同上
- (102) 「高天の原に神留り坐す皇祖天神」(『八十能限手』新註皇学叢書第十巻, p. 5)「吾が惟神之道とは上古の時天地日月をさへに鎔造化成し賜ひし高天原なる皇祖天神三柱大御神の初め賜ひ主宰せ賜ひ行ひ賜へる道」(『本教学柱』)
- (103) 「凡て我人の本は悉皆皇祖天神に坐て, 行住坐臥より生前生後ともに其の御恩頼に漏ること無き事なれば, その天地を造化し賜ひ, 生民を立賜ひ, その生民を保養さむ為にと天皇の御大祖を天降し賜へれば, その皇祖の天神の御嫡流に坐します我が天皇は宇宙の大君に坐し我人の祖先も多く神胤皇胤にて御御代々御恩澤に因りて相繼ぎ…」(『八十能限手』p. 15-p. 24)
- (104) 同上, p. 15
- (105) 『本教学柱』
- (106) 注(103)に同じ
- (107) 『志斐語附録』上, 大洲市立図書館蔵
- (108) 注(106)に同じ
- (109) 鹿野前掲書, p. 74
- (110) 羽田野敬雄『栄木園類集』豊橋市立中央図書館蔵
- (111) 本稿は, 注記したもののほかに, 次の著作を参考とした。久保義三『天皇制国家の教育政策』勁草書房, 1979年, 安丸良夫『日本におけるナショナリズムの前夜』朝日新聞社, 1981年, 永原慶二『皇国史観』岩波ブックレット, 1983年

(昭和61年7月15日受理)